

マリサポ相談室を開催します！

ページ番号
1003300

これから婚活をはじめようと思っている人や現在婚活で何かお困りごとがある人の悩みや相談を、ぎふマリッジサポートセンターの結婚コンシェルジュがお聞きします。どんな話でも結構ですので、お気軽にご参加ください。

また、おみサポ・ぎふ会員は、県が運営する「ぎふ広域結婚支援相談ネットワーク(おみサポ・ぎふ)」の閲覧が可能です。(閲覧を希望する場合は、写真付き身分証明書の提示が必要です)

希望者には、その場で養老町婚活サポーター制度や、おみサポ・ぎふの登録受付も行います。(印鑑およびプロフィール写真の持参が必要です ※おみサポ・ぎふの即日のご利用はできません)

相談を希望する場合は、下記QRコードよりお申し込みください。(申し込みは必須ではありませんが、相談者多数の場合は申込者を優先させていただきます)

日 時：8月19日(水)9時～12時 ※1人あたり1時間程度(先着順)

場 所：町役場3階第4会議室

参加費：無料

対象者：婚活をしようとしている人・している人(本人以外も可)



申込フォーム

※今年度の開催予定(変更する場合は町広報紙にてお知らせします)

10月21日(水)・12月16日(水)・2月17日(水)

問 子ども課 ☎32-5078

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間 ～なんでもおしえて ところのちもやもや～

いじめ、虐待のほか、学校生活、家庭の問題など、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

日 時：8月28日(金)～9月3日(木)8時30分～19時

※ただし8月29日(土)・30日(日)は10時～17時

相談専用電話(こどもの人権110番)：☎0120-007-110(フリーダイヤル)

SNS(LINE)による人権相談：アカウント名 法務局LINEじんけん相談
検索ID @linejinkensoudan
友だち登録はこちらから →



問 岐阜地方法務局人権擁護課 ☎058-245-3181(内線161)

生活道路の法定速度が「時速30km」へと引き下げられます

改正道路交通法施行令の施行に伴い、9月1日から「生活道路」における自動車の法定速度が引き下げられることになりました。道路標識または道路標示による最高速度の指定がない道路においては、自動車の法定速度は時速60kmと定められていますが、今回の改正により「生活道路」における自動車の法定速度が「時速30km」へと引き下げられます。「生活道路」とは、住宅街の中を通る道路や、通学路、あるいは公園周辺など、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことを指します。

なお、道路標識などにより最高速度が指定されている道路では、これまでどおり、その速度が自動車の最高速度となり、中央線や車両通行帯が設けられている道路などにおける法定速度は、引き続き、時速60kmとなります。

詳しくは、岐阜県警察のホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>)をご覧ください。

問 養老警察署 ☎34-0110
建設課 ☎32-5081